

別記様式（第 11 条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
委員委嘱式及び令和 5 年度第 2 回運営協議会
- 2 会議日時 令和 6 年 1 月 30 日（火）午後 7 時 30 分から
午後 9 時 00 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 2 階 202・203 会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 11 名（欠席者 1 名）
 - (2) 執行機関 4 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題等
 - 委嘱状の交付
 - 会長及び副会長の選任
 - 議事
 - (1) 国民健康保険税率等の改定について
 - (2) 国民健康保険税について
 - (3) 令和 6 年度 国民健康保険特別会計予算案について
 - (4) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 国民健康保険税率等の改定について
 - 資料 2 産前産後の国民健康保険税減額制度について
 - 資料 3 令和 6 年度税制改正について
 - 資料 4 令和 6 年度 国民健康保険特別会計当初予算（案）
 - 資料 5 マイナ保険証をご利用ください

7 発言の内容

次第1 開会

事務局(課長) 本日の協議会の議事録は後日ホームページで公表させていただきます。会議中の写真撮影と録音については、記録用にさせていただきますので、併せてご了承ください。

次第2 委嘱状の交付

事務局(課長) 出張中の町長に代わり副町長より、委嘱状の交付をさせていただきます。委員を代表しまして〇〇様、前へお願いいたします。

(副町長から委嘱状を交付)

ほかの皆様につきましては、委嘱状を机の上に置かせていただきました。お受け取りください。

委員の任期は、前委員の任期終了からとなりますので、令和5年9月7日から、令和8年9月6日までの3年間となります。

次第3 町長あいさつ

副町長 (あいさつがなされる)

次第4 委員及び担当職員の紹介

委員 (委員が自己紹介を行う)

事務局(課長) 〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員は、他の会議と重なり欠席のご連絡をいただいております。

(この後、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の2名は、「議事1」の途中から出席)

富士川町国民健康保険運営協議会規則第8条に基づき、委員の2分の1以上の出席をいただきましたので、富士川町国民健康保険運営協議会が成立しております。

(事務局員が自己紹介を行う)

次第5 会長及び副会長の選任

事務局(課長) 国民健康保険運営協議会規則の第5条において、協議会に会長と副会長を置くこととされています。また、国民健康保険法施行令第5条において、会長は、公益を代表する委員のうちから選挙することとされています。いかがいたしましょうか。

各委員 事務局一任

事務局(課長) 事務局案としては、会長を公益を代表する委員から〇〇〇〇委員、副会長を医師代表から〇〇〇〇委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 意義なし

事務局(課長) 皆様のご承諾をいただきましたので、会長を〇〇〇〇委員、副会長を〇〇〇〇委員にお願いいたします。

次第6 会長あいさつ

会 長 (会長よりあいさつがなされる)

(副町長退席)

次第7 会議録署名委員の指名

事務局(課長) 協議会規則第11条により、議長が2名の会議録署名委員の指名を行うこととしています。また、規則第6条に会長が議長を務めるとされているので、会長から指名をお願いします。

会 長 2号委員より〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名します。

次第8 議事

事務局(課長) 協議会規則第6条により会長に議長をお願いします。

議 長 議事1 国民健康保険税率等の改定について

事務局に説明を求めます。

事務局 (「資料1 国民健康保険税率等の改定について」を使い説明)

<主な説明>

1ページは、1月23日に町長から運営協議会に提出された諮問書でございます。

(諮問書を読み上げる)

4 ページ 表 2 が現在の富士川町の保険税率、表 3 が諮問書の改定案になります。

(2 ページ以降を次のとおり説明する)

(説明の途中で、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員の 2 名が着席)

- 1、経緯
- 2、県国保運営方針の改定
- 3、市町村標準保険料率
- 4、町の国保財政の状況（国保特別会計）
- 5、令和 6 年度保険税率の検討
- 6、保険税率等の改定方針(案)及び改定税率（案）

<税率改定方針（案）>

- 県が示した R6 年度標準保険税率(市町村算定方式・富士川町・本算定)から端数を調整した税率を目標値とし、同水準の税率に改定する。
- R5 年度（現行）の税率は<表 2 >のとおり。急激な税率変更を避けるため①R6 年度(今回<表 3 >)、②R9 年度(3 年後)<表 4 >の 2 回の改定を想定し、段階的に税率を調整、R12 年度の統一に備える。ただし、R9 年度に再度改定額の検討を行う。また、町の国保財政の状況や社会情勢、標準保険税率の変動等により必要と認められる場合は、3 年を待たずに税率改定を行えるものとする。
- R6 年度の財政調整基金は統一後の扱いが不明のため、当分の間最低限の額を予算計上するものとする。

<改定税率（案）>

<表 2 >及び<表 4 >を参考に、令和 6 年度の税率（案）として<表 3 >を算出しました。（表 3 は諮問書の改定案）

- シミュレーション（改定前→改定後）

7、税率等の改定の流れ

- | | |
|-------------|----------------|
| 2 月 7 日(水) | 運営協議会（予備日） |
| 1 月下旬～2 月上旬 | （答申）保険税の改定について |
| 2 月～3 月 | 条例改正(案)の提出 |

6 ページと 7 ページは、令和 4 年度（上野原市、市川三郷町は令和 5 年度）の県内他町村の保険税率の状況です。

富士川町の医療分所得割率が 9.00%となっていますが、県内でも高い

数値となっております。

「計」の列を見ていただくと、富士川町が高い水準であることがわかるかと思います。

8 ページ 9 ページは、改定案で比較をしたものになります。まだ平均よりも率が高いですが、医療分に関してはだいぶ赤色の部分が増え、富士川町よりも高い市町村が少しずつ出てきます。

10 ページは国保新聞の 10 月 1 日の記事になります。大阪府と奈良県が統一保険料を令和 6 年度から実施するという記事になります。

議 長 議事 1 国民健康保険税率等の改定について
審議を行います。

説明があったとおり、決算できなくなり平成 27 年度から税率を引き上げ、医療費の増大に備えて財政調整基金へ積立を行いここまで来たのですが、今後、税率の水準を統一していくとなると、基金や余剰金の用途が制限される可能性もあります。

町から税率についてこのような案が示されていますが、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

〇〇委員 とてもわかりにくいんですけど、結局税率を下げられるということは、下げても収支がうまくいくということではないんですね。
県下で水準の統一という話が出てましたけど、収支は市町村別でやるということで、県でやってくれるわけじゃないってことですね。

事務局 県も保険者になってますので、県と町で両方で運営していく形になるかと思います。

〇〇委員 統一するんだったらもう県で収支を全部やってくれればいい話だと単純に思うんですが。

事務局 国では保険料率統一の加速化を進めていまして、県も統一に向けて動いてはいますが、余剰金や基金の扱いなど、これから検討しなければならない課題が多くあります。

県としては、今後3年間かけて市町村の意見を聞きながら協議していくと伺っています。

議 長 財政調整基金の使い方などよく協議し、詰めていってもらいたいと思います。他町村からも絶対出る話だと思いますので。

他に意見などございますか。

なければ、諮問書に書かれた町の改定案どおりということによろしいでしょうか。

各委員 異議なし

議 長 それでは諮問のあった改定案については承認といたします。

事務局 事務局より追加資料配布の承認を求めます。
改定案について承認をいただいたので、町へ協議会から答申をすることになりますが、その素案を作成してありますので、たたき台としてお出ししたいと思うのですがよろしいでしょうか。

議 長 皆さんよろしいですか。反対は無いので配布してください。

事務局 一点注意点がございまして、市町村標準料率ですが、会議での使用は大丈夫ですが、一般への公表は今からですので取り扱いにはご注意ください。
それでは答申案を読み上げさせていただきます。素案ですので、内容について直した方がいい部分があったら修正をお願いします。
また言葉の使い方など細かい部分については、事務局でもう少し精査したいと思います。
(答申案を読み上げる)

議 長 皆さんいかがでしょうか。何かご意見ありますでしょうか？

〇〇委員 表面の下から2行目「改定が適当である」の「適当」という表現はどうかと思うんですが。「妥当」の方がいいのでは。

議 長 皆さんいかがでしょうか。「妥当」という言葉を使った方がいいとのことですが。

各委員 異議なし

議 長 「妥当」に修正することとします。何か他に、言い回しでも結構でございます。なければ、よろしいですか。
それでは、事務局で修正をお願いします。
以上で議事1を終了します。

議 長 **議事2 国民健康保険税について**

事務局に説明を求めます。

事務局 （「資料2 産前産後の国民健康保険税減額制度について」「資料3 令和6年度税制改正について」を使い説明）

<主な説明>

○産前産後の国民健康保険税減額制度について

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の一定期間について国民健康保険税を軽減する制度。令和5年11月1日以降に出産（予定）の国保被保険者の方が対象。出産する本人の「産前産後期間」相当分の所得割額と均等割額を減額する。財政支援があり負担割合は、国1/2、県1/4、町1/4。富士川町の現在の状況として審査中が1件。

○令和6年度税制改正について

「令和6年度の税制改正が大綱」が令和5年12月22日に閣議決定され、国で法整備が進められている。

(1)「保険税の課税限度額の見直し」

及び「低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直し」

○「保険税の課税限度額の見直し」の改正内容

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げる。（基礎課税額（医療分）、介護納付金課税額（介護分）は据置）

○「低所得者に係る保険税の軽減判定所得の見直し」の改正内容

国民健康保険税の均等割額及び平等割額を軽減する所得判定において、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を29万円から29万5千円に2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を53万5千円から54万5千円に引き上げる。

(2)保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置

以上、議案2の説明となります。審議をお願いします。

議長 協議会で承認して町議会に条例改正案を提出するということですね。何かご質問や意見はありますか。よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

議長 それでは、議事2は承認されました。

議長 **議事3 令和6年度国民健康保険特別会計予算案について**

事務局より説明を求めます。

事務局 議事3 国民健康保険特別会計の当初予算案について説明をさせていただきます。資料につきましては、資料4を使って説明させていただきます。

(「資料4 令和6年度国民健康保険特別会計当初予算(案)」を説明)
＜主な説明＞

令和5年11月末現在の被保険者の状況は、世帯1,902世帯で昨年と同時期に比べて67世帯の減、加入者については、2,879人で前年比で141人の減(約4.7pt減)となっています。予算全体の規模もかなり縮小になっておりまして、歳入歳出の合計額見ていただきますと、前年比で、約5pt減です。

歳入は、1款保険税、一般被保険者現年分が、前年比▲38,748千円ということで大幅に減になっております。国民健康保険税の改正の影響と、加入者の減が要因です。

5 款の県支出金ですが、普通保険給付費等交付金は、歳出の 2 保険給付費の療養給付費や療養費などのを県から交付金として交付してもらっています。

実際の事務では、県の方から直接国保連に支払い、同額を歳出から歳入へ振り替えています。

普通保険給付費等交付金も加入者の減少率と同じくらい減っているということで、被保険者の減少が原因かと思われます。

続いて 7 款の繰入金ですが、いくつか減ではなく増えているものがございます。職員給与費等繰入金、158 万円ほど増えておりますが、こちらは国保連の手数料の増加が影響しています。

財政安定化支援事業繰入金でございますが、300 万円増加しております。軽減世帯割合の増加が原因となります。

産前産後保険料繰入金 54 万円、こちらは富士川町は令和 5 年度が繰入できなかったため、令和 6 年度からのものになります。

歳出ですが、1 款の総務費、一般管理費が 129 万円ほど増額になっております。こちら先ほどお話も出ましたが、国保連の手数料アップの影響が大きいです。

手数料が上がった要因としましては、国の国保システムのクラウド化があり、運用費用の負担が国保連合会の手数料という形で町の負担となっています。続いて 5 款保険事業費の保健福祉支援センター施設管理費が 71 万円ほど増加しております。

保健福祉支援センターの管理維持管理費ですが、光熱費高騰が影響しています。

続いて 6 の財政調整基金積立金でございますが、▲19,489 千円で、令和 6 年度については 4 万円の計上となっています。これは基金の利息分で、年度末に余剰金が出た場合については、積立金の方に回すということも考えられますが、当初予算では最少の計上となっています。

全体でいきますと、歳入歳出とも、5.23pt 減となっております。

審議していただければ、3 月議会の方に計上したいと思っております。

ご審議をお願いします。

議 長 事務局の提案に対し、何かご意見がありますでしょうか。
なければ承認してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

議 長 議事 3 は承認されました。

議 長 **議事 4 その他**

事務局、委員の皆様、何かございますか。

無いようですので、これで議事を締めさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

次第 9 その他

事務局(課長) 事務局からご連絡があります。

事務局 ○マイナ保険証について

(「資料 5 マイナ保険証をご利用ください」を読み上げる)

(メリットなどを説明)

○データヘルス計画について

第 3 期計画を作成中であり、第 2 期計画の最終報告と併せて、次回以降の運営協議会で報告させていただきます。

○委員手当について

3 月に手当を振り込みます。事前に通知をお送りします。

事務局(課長) 質問や委員の皆様から他に何かございますか。

ありませんので、次第を進めます。

次第 10 閉会

事務局(課長) 以上をもちまして、閉会します。

富士川町国民健康保険

運営協議会会長

議事録署名委員

議事録署名委員